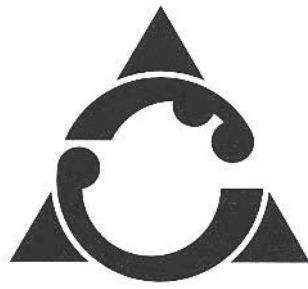


令和7年度版

御 坊 市 の 環 境



御 坊 市



市 章

昭和29年6月の制定。

波型は「ごぼう」の頭文字を現し、
水産業海運業の盛んなることを示す。

▲型は木の国を表現して林産業の盛ん
なることを示す。

御坊市民憲章

私たち御坊市民は、日高川を母とする豊かな自然の恵みに
こたえ、なによりも人権を重んじ、文化を高め、進んで調和
のとれた産業をおこし、紀中の中核都市にふさわしい、生き
がいのある住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章をさ
だめます。

- 1 自然を守り育て、ごみのないきれいなまちをつくります。
- 1 教養を深め、健康でこころ豊かなくらしにつとめます。
- 1 仕事にはげみ、明るい家庭と職場をきずきます。
- 1 きまりをよく守り、人に迷惑をかけない市民になります。
- 1 たがいに助け合い、御坊へくる人を親切に迎えます。

市の花木 ハマボウ（黄槿）

平成6年4月1日制定。アオイ科の低木で
高さ3～5m、7～8月に黄色い花が咲き
ます。日高川河口付近に数多く植生し、本
市の風土を代表する花木です。

市の花 こぎく

昭和56年4月1日制定。赤・白・黄・紫
など色彩豊かな花が四季を通じて咲き、落
ち着いた香りを漂わせます。美しく慎まし
い庶民性と強い生命力は、本市のシンボル
にふさわしい花です。

市の木 クロガネモチ

平成6年4月1日制定。沿岸地方に多く植生
しています。排気ガスなどや潮風にも強く、
日陰に耐える陽樹です。また、栽培がやさし
く、庭木や公園樹などに適しており、本市の
緑化の一翼を担うにふさわしい木です。

は じ め に



近年、世界の平均気温は上昇の一途をたどっております。国連環境計画(UNEP)は、「早急に行動を起こさなければ、世界全体の気温上昇は間もなく 1.5℃を超え、今世紀末までに産業革命以前と比べて 2.6℃から 3.1℃という破滅的な上昇に達する可能性がある」と強調しました。

日本も例外ではなく、平均気温の上昇は、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻発化・激甚化を招き、洪水や干ばつなどによる被害の深刻化が懸念されています。

実際、2025 年の夏には、日本の夏の平均気温の基準値からの偏差は+2.36℃となり、統計を開始した 1898 年以降の夏として一昨年と昨年の記録を更に上回るものです。

このように、地球温暖化はもはや「待ったなし」の危機的状況にあります。この進行を食い止めるためには、私たち一人ひとりが事態の深刻さを深く認識し、手を取り合って対策に取り組むことが何より重要です。

本市においては、豊かな自然を守り育て、次代に引き継ぐ環境づくりを目指して、水環境を保全するための農業集落排水事業や公共下水道事業の実施、合併処理浄化槽の設置支援に加え、温室効果ガスを抑制するための家庭用照明のLED化、省エネ性能に優れた家電製品（エアコン・冷蔵庫）への買換えを促進するための助成制度の創設など、市民生活の中で環境負荷を低減する施策を進めてまいりました。

また「御坊市役所第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市役所の事務・事業に関して温室効果ガスの排出量の削減等に取り組むとともに、令和7年度には、市民・事業者・行政が一体となって対策を行うための「御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定いたしました。これらの計画のもと、国の目標である「2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量46%削減」を目指し、省資源や温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みをより一層進めてまいります。

この「御坊市の環境」は、令和6年度に本市が取り組んだ環境施策や本市を取り巻く環境状況について調査した結果を取りまとめたものです。

本書を通じて、環境の価値や保全、そして本市の環境行政に対する関心や理解が深まり、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した取り組みを実践する一助になることを願います。

令和8年3月

御坊市長 三 浦 源 吾

目 次

第 1 章 御坊市の概要

第 1 節	地 勢	1
第 2 節	人口の推移	2
第 3 節	土地の状況	3
第 4 節	市の産業構造	3
第 5 節	環境行政と施策	4
1	行政組織図	4
2	環境行政機構	5
3	環境行政組織の変遷	5
4	環境衛生課事務分掌	5
5	公害対策審議会及び委員名簿	6
6	環境調査の活動状況	8

第 2 章 大 気 汚 染

第 1 節	大気汚染の概要	9
第 2 節	大気汚染監視測定	9
1	常時監視測定体制	9
2	大気汚染測定局と測定項目	10
3	各測定局設置場所	10
4	発生源監視事業所施設と監視項目	10
第 3 節	大気汚染の現況	13
1	二酸化硫黄 (S O ₂)	13
2	窒素酸化物 (N O _x)	19
3	浮遊粒子状物質 (S P M)	26
4	微小粒子状物質 (P M 2.5)	32
第 4 節	酸性雨の調査	34
第 5 節	大気汚染に係る環境基準について	39

第 3 章 水 質 汚 濁

第 1 節	市内主要河川の水質調査	41
第 2 節	水質の汚濁に係る環境基準	51
第 3 節	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	52
第 4 節	水生生物による水質調査	57

第 4 章	騒音・振動	
第 1 節	騒音	5 9
第 2 節	環境騒音	6 0
第 3 節	騒音に係る環境基準	7 0
第 4 節	阪和自動車道・湯浅御坊道路自動車騒音調査	7 1
第 5 節	振動	7 2
第 5 章	公害苦情	
第 1 節	公害苦情の受理・処理状況	7 3
第 6 章	ごみ処理	
第 1 節	沿革	7 5
第 2 節	ごみの収集、運搬、処理の現況	7 6
1	6 種分別へ	7 6
2	指定ごみ袋制	7 6
3	処理施設の概要	7 7
第 3 節	ごみ収集量	7 8
1	ごみの収集量の推移	7 8
2	ペットボトルのリサイクル状況	8 1
第 4 節	啓発・普及活動	8 2
1	分別収集の徹底・協力	8 2
2	ごみ減量化・再利用の推進	8 2
3	不法投棄禁止・ポイ捨て禁止の取り組み	8 2
4	市内の環境美化の取り組み	8 2
5	循環型社会の形成に向けて	8 2
第 5 節	市内一斉クリーン大作戦	8 3
第 6 節	廃乾電池の処理について	8 4
1	概 要	8 4
2	回収状況	8 5
第 7 節	家電リサイクル・家庭系パソコンリサイクル・小型家電リサイクル	8 6
1	家電リサイクル	8 6
2	家庭系パソコンリサイクル	8 6
3	小型家電リサイクル	8 6
第 7 章	し尿処理	
第 1 節	し尿の収集・処理の現況	8 7
第 2 節	し尿処理施設の概要	8 7
1	し尿処理施設の概要	8 7

2	農業集落排水処理施設の概要	8 8
3	公共下水道処理施設の概要	8 9
第 3 節	し尿処理量の推移	9 0
1	御坊クリーンセンターの処理量	9 0
2	塩屋浄化センターの処理量	9 1
第 4 節	浄化槽設置の推進	9 2
第 8 章	地球温暖化対策	
第 1 節	地球温暖化防止への取組み	9 3
第 2 節	御坊市役所地球温暖化対策実行計画	9 3
第 3 節	温室効果ガスの総排出量について	9 5
第 4 節	実行計画の結果について	9 5
第 5 節	L E D照明の普及促進	9 6
第 9 章	参 考 資 料	
1	御坊市公害対策審議会条例	9 7
2	排水基準等	9 9
3	水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例	1 0 1
4	御坊市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等	1 0 3
5	自動車騒音の限度	1 0 4
6	御坊市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等	1 0 5
7	道路交通振動の限度	1 0 6
8	特定建設作業に係る規制基準（騒音）	1 0 7
9	特定建設作業に係る規制基準（振動）	1 0 8
1 0	深夜の飲食店営業等に対する騒音規制基準	1 0 9
1 1	御坊市役所地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱	1 1 1
	「御坊市役所地球温暖化対策実行計画」推進体制	1 1 2
1 2	主な環境用語の解説	1 1 3
1 3	ごみの分け方一覧表	1 2 6